

企画提案書 作成上の留意事項

1. 一般的な事項

- (1) 企画提案書は、「2019年度教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業公募要領」(以下「公募要領」という。)本文及び別紙1並びに本留意事項に基づいて作成すること。
- (2) 用紙サイズは、A4判縦型、横書きとすること。
- (3) 様式は、行の縦幅を拡充する場合及び各項目の説明で特に示している場合を除き、改変しないこと。
- (4) 企画提案書は、必ず日本語及び日本国通貨で記入すること。
- (5) 複数のテーマについて応募する場合、企画提案書は、1枚目の添書を含めてテーマごとに別葉にすること。
- (6) 各項目について、特に指定した場合を除き記載の分量は問わないが、ポイントが分かるように端的に分かりやすく記入すること。
- (7) 補足資料があれば、必要に応じ、1テーマにつき、全体でA4判2枚までの範囲で添付すること（様式自由）。なお、選定に際して、文部科学省から別途、補足資料等を求める場合があるので、留意すること。
- (8) 企画提案書は、委託を受けようとする者の申出による差替えや訂正は、一切認められない。ただし、選定において、文部科学省から指示があった場合は、この限りではない。
- (9) 記入に際し、疑義が生じた場合は、適宜文部科学省に問い合わせること。

2. 別紙様式1（事業計画書）

【全テーマ共通】

実施テーマ

調査研究しようとしているテーマについて、テーマ7「先導的な教職科目の在り方に関する研究」からテーマ9「教科教育コアカリキュラムの研究」までの中から一つ選択し、該当するものを「■」にすること。

調査研究主題

調査研究しようとしている内容について、特に「4) 調査研究の目的」が分かるよう、簡潔に設定すること。

調査研究の概要①

調査研究の概要（調査研究の目的、方法及び成果目標等を含む。）について、200字以内で簡潔に記入すること。

調査研究の概要②

調査研究の概要（調査研究の目的、方法及び成果目標等を含む。）について、別紙様式2に記入すること。

調査研究実施機関・団体

それぞれ下記について、記入すること。

- ・「機関・団体名」…貴機関・団体の名称を記入すること。
- ・「代表者」…貴機関・団体の代表者（教育長、学長等）について記入すること。
- ・「契約者」…貴機関・団体と当省との契約を締結する者（教育長や学長等、契約書の名義人となり得る者）について記入すること。なお、契約締結時を基準として記入すること。
- ・「事業実施責任者」…本調査研究の直接の実施責任者について記入すること。なお、電話連絡先について、通常の連絡は、事務連絡担当者に対して行うので、緊急時等を除き、使用する予定はない。
- ・「事務連絡担当者」…本調査研究の実施に当たって、文部科学省に対する連絡窓口になる担当者について記入すること。なお、連絡先そのものを契約担当、事業担当等に分けることが機関・団体として望ましい場合は、適宜、行を追加して記入すること。（その場合は、「所属部署・職名」の後に、担当分野を分かるように記入すること。）

1) 実施体制

「調査研究実施機関・団体」に記入した代表者、事業実施責任者及び事務連絡担当者を含めた全体の実施体制について、貴機関・団体において本調査研究に関わる者を網羅的に記入すること。

2) 調査研究における教育委員会・大学・(独)教職員支援機構等との連携

本調査研究における、教育委員会・大学・(独)教職員支援機構等との連携の有無について、「2-1) 連携の有無」の該当するものを「■」にするとともに、連携先がある場合には、具体的な連携先を記入し、「2-2) 連携内容」に具体的な役割分担が分かるように連携内容を記入すること。

3) 課題認識～4) 調査研究の目的

平成27年12月21日の中央教育審議会の答申「これからの中学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（中教審第184号）」を踏まえた事業計画となっていること。

5) 調査研究の成果目標

調査研究の実施により期待される成果について記入すること。また、暫定的なものでよいので、その成果を測定するための指標についても記入すること。

6) 調査研究の具体的な内容・取組方法

「4) 調査研究の目的」で示した内容を達成するために、どういった点について、どのように行うのか具体的に記入すること。

（例）

- ・アンケート、ヒアリング等による調査
- ・有識者を踏まえた検討会議
- ・開発・改善したプログラムの試行

7) 調査研究の実施計画

「6) 調査研究の具体的な内容・取組方法」との整合性及び下記の事項等に留意して、具体的

な調査研究の実施スケジュールを記入すること。

- ・会議を開催する場合にあっては、その時期及び出席者の人数
- ・調査等で視察に行く場合にあっては、その時期及び場所
- ・報告書等を配付する場合にあっては、その時期及び配付先等

8) 過去の調査研究実績

調査研究しようとするテーマについて、過去に別途調査研究等を行っている場合には、その内容を具体的に記入すること。

9) 再委託に関する事項

再委託は、原則として認められない。ただし、委託事業の一部を第三者に行わせることを希望する場合において、委託事業の目的を達する上で真に必要な理由があるときは、本項目の各事項について、具体的に記入すること。

10) 経費計画

「4. 別紙様式3及び4（経費計画）」を参照のうえ、記入すること。

11) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業としての法令に基づく認定（該当があれば）

「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」に基づき、当該欄に掲げる認定等を有する企業を審査において評価します。（配点等については、審査要項参照）

当該欄に掲げる認定等を有する場合、該当するものにチェックを入れること。
また、該当する認定等を有する場合、事業計画書と併せて、認定等を証する書類を提出すること。

3. 別紙様式2（調査研究の概要）

【全テーマ共通】

企画の目的・概要、実施方法及び成果目標等について、様式の枠内で自由に説明すること。
図や文章の分量等は任意とするが、一見して分かりやすい構成となるよう工夫すること。

4. 別紙様式3及び4（経費計画）

【一般的な事項】

「調査研究の具体的な内容・取組方法」や「調査研究の実施計画」との整合性に十分留意し、事業の実施に真に必要な経費のみを計上すること。なお、他のプログラムや他の補助金・委託費等により経費措置を受けるものは、対象にならないので、留意すること。

※契約期間内の経費のみ計上すること。

【設備備品費】

○設備備品費

- ・原則として、必要やむを得ない場合にのみ計上を認める。（規格、性能等を確認し、当該業務の実施に当たり必要最低限度のものであるか確認する。）
- ・当該委託事業で取得する所有権移転の対象となる備品は、取得価格が10万円以上かつ耐用年

数が1年以上のものとする。

- ・取得に当たっては、競争するなど経済性の確保に努めること。
- ・資産価値を増大する改造（機能向上）については、当該委託事業で取得した物品についてのみ対象とし、受託者が所有する物品についての改造は認められない。
- ・購入等の際に発生するポイントの取得等により個人が特典を取得することは認められない。

【人件費】

○人件費

- ・雇用の必要性及び金額（人数、時間、単価、超勤手当の有無）の妥当性に留意すること。
- ・事業に必要な期間のみの雇用となっているか留意すること。
- ・人件費付帯経費（社会保険料雇用主負担や児童手当拠出金等の公租公課、職員の通勤に係る交通費等）についても賃金として計上すること。

【事業活動費】

○事業活動費（諸謝金）

- ・諸謝金は、会議出席、原稿執筆、単純労務等について支出する謝礼であり、単価等は委託先の支給規程及び文部科学省の支給単価等を比較して社会通念上妥当な単価を設定すること。（必要に応じて理由書の提出などを求めて妥当性を確認する場合がある。）
- ・積算内訳は、支給対象者の内訳別に記入すること。なお、会議出席者等が未確定の場合にあっては、単価の妥当性を確認するため、「○○関係者等」とすること。
- ・講演者謝金等について、高額な支出を伴うもの場合には、講演そのものの必要性及び当該講演者とする必要性について特に留意すること。
- ・委託先に所属する職員等に対する支出は、原則として認められない。仮に委託経費として計上しようとする場合には、委託事業に係る業務が当該職員等の本務外（給与支給の対象となる業務とは別）であることが資料から明確に区分されていることが確認できることを要する。
- ・菓子折・金券の購入は、認められない。

○事業活動費（旅費）

- ・原則として具体的用務ごとに計上すること。
- ・調査、成果公表、会議や委員会への出席等、委託事業の実施に必要な旅費のみを計上すること。
- ・支給基準は原則として委託先の旅費規程によるが、最も安価な経路で積算するなど、妥当かつ適正な額にすること。なお、鉄道賃の特別車両料金等の支給については、原則として国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）及び文部科学省の規程を準用すること。
- ・委託先の旅費規程に規定されていないものについては、旅費法及び文部科学省の規程を準用する。
- ・事業計画に照らして出張先、単価、回数、人数が妥当か精査すること。
- ・航空機に搭乗した際のマイレージ・ポイント等の個人の特典については、その取得を自粛すること。

○事業活動費（会議費）

- ・会議等で飲物（コーヒー、紅茶、日本茶等）を提供する場合に、社会通念上、常識的な範囲で

- 計上することとし、誤解を招く形態のものや酒類・茶菓等については、計上しない。
- ・弁当については、会議が食事の時間にはさみ、長時間に及ぶものなどやむを得ない場合に限る。
 - ・会議等の出席者数及び回数と整合性をとること。

○事業活動費（通信運搬費）

- ・調査等に必要な通知の発送、報告書・パンフレットの宅配等の経費を計上する。
- ・通信運搬物の内容、数量、単価、回数は妥当か留意すること。
- ・切手を購入する場合、必要最小限の枚数とし、受払簿等で適切に管理すること。

○事業活動費（印刷製本費）

- ・印刷製本費は高額となることが多いことから、見積書を徴するなど、内訳及び金額の妥当性（数量、単価等）を確認すること。（必要に応じて見積書等の提出などを求めて妥当性を確認することがある。）

○事業活動費（借損料）

- ・委託事業の実施のために真に必要なものであるかについて、留意すること。
- ・会議開催等に伴い発生する場合には、事業計画書の会議等の時間及び回数と整合性がとれてい るかに留意すること。
- ・リース又はレンタル形式の形態でありながら事実上は備品を購入等（いわゆるリースバック又 はレンタルバック等）していないかに留意すること。

○事業活動費（雑役務費）

- ・委託契約の目的を達成するために付随して必要となる軽微な請負業務等を計上する。
- ・見積書を徴するなど、内訳及び金額の妥当性（数量、単価等）を確認すること。（必要に応じて見積書等の提出などを求めて妥当性を確認することがある。）

○事業活動費（消耗品費）

- ・消耗品費への計上は消耗品のみとし、備品等が計上されていないか確認すること。
- ・計上するものについては、品名（単価、数量）を記入すること。ただし、具体的な内容ごとに使途の判断できる包括的名称を用いて簡略化して記入することは差し支えない。
- ・購入等の際に発生するポイントの取得等による個人の特典は、その取得を自粛すること。

○事業活動費（消費税相当額）

- ・文部科学省において実施されている委託業務は、役務の提供（消費税法第2条第1項第12号）に該当することから、原則として業務経費の全体が課税対象となるので、積算した業務経費全體に消費税相当額（2019年度中に消費税率の引上げが予定されているため、税率は一律10%とする。）を計上することとなる。
- ・各種別において経費を計上する際には、消費税は内税（税込）として計上することとし、不課税の経費についてのみ対象額を当種別において消費税相当額として計上する。
- ・積算に当たっては、課税事業者と免税事業者とでは別添「消費税の取扱いについて」に示すとおり取扱いが異なるので、確認の上、適正な消費税額を計上すること。

○一般管理費（一般管理費）

- ・地方公共団体は、計上できない。
- ・委託事業を実施するために必要な経費であるが、当該委託事業分として経費の算定が難しい光熱水料や管理部門の人事費（管理的経費）等に係る経費で便宜的に当該事業の直接経費（設備備品費、人事費、事業活動費※再委託費は含まれない。）に一定の率（一般管理費率）を乗じて算定した額を一般管理費として計上することができる。
- ・一般管理費率については、次の①、②及び③を比較し、最も低率のもの以下で設定すること。
 - ① 委託先が受託規程に定めている一般管理費率
 - ② 委託先の直近の決算により算定した一般管理費率
 - ③ 10%
- ・一般管理費を計上する場合は、あらかじめ、受託規程等の①及び②の一般管理費率の根拠が分かる資料を併せて提出すること。

○再委託費（再委託費）

- ・再委託を行う場合に計上すること。なお、計上する場合は、別紙様式4を添付すること。

消費税の取扱いについて

委託事業は、「役務の提供」（消費税法第2条第1項第12号）に該当するため、原則として事業経費の全体が課税対象となります。したがって、積算した事業経費全体に消費税相当額（2019年度中に消費税率の引上げが予定されているため、税率は一律10%）を計上する必要があります。ただし、消費税込の金額となっている経費には消費税が既に含まれており、消費税相当額を別途計上すると二重計上となるため注意してください。

委託金額の積算に当たっては、課税事業者と免税事業者とでは、次に掲げるとおり取扱いが異なります。下記「課税・不課税判別表」を参照の上、適正な消費税額を計上してください。

（1）課税事業者の場合

事業の実施過程での取引の際に、消費税を課税することとなっている経費（以下「課税対象経費」という。）は消費税額（10%）を含めた金額を計上し、課税対象経費以外の経費（以下「不課税経費」という。）は消費税相当額を別途計上する。

（2）免税事業者の場合

消費税を納める義務を免除されているので、課税対象経費分についてのみ、消費税額（2019年9月まで8%、2019年10月以降10%）を含めた金額とする。

（不課税経費に対し消費税相当額を別途計上しない。）

※基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税の義務が免除となる。

<課税・不課税判別表>

| 経費区分 | 種別 | 対象 | 注意事項等 |
|--------|------------|-----|---|
| 諸謝金 | | 課税※ | ※委託先の基準により、取扱いが異なるので要注意。給与として支給する場合は、「賃金」と同様 |
| 旅費（国内） | ・日当、宿泊費、運賃 | 課税 | |
| 借損料 | | 課税 | |
| 印刷製本費 | | 課税 | |
| 消耗品費 | | 課税 | |
| 図書購入費 | | 課税 | |
| 会議費 | | 課税 | |
| 通信運搬費 | | 課税 | 切手は税込金額 |
| 人件費 | | 不課税 | 消費税相当額算出 (給与として交通費を含めている場合、 交通費は消費税込みとなるので注意) |
| 雑役務費 | | 課税 | |
| 再委託費 | | 課税 | |